

資料 宿泊税の制度概要等

1 宿泊税のしくみ等

○ 納税義務者

以下の宿泊施設への宿泊者

- ・旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業(民泊)の届出をして事業を営む住宅

※ 宿泊の定義 (手引 P 5)

- ・契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ・上記のほか、日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

○ 税率 (手引 P 11)

宿泊料金 (1人1泊)	税率
20,000円未満	200円
20,000円以上	500円

※ 宿泊料金の算出基準 (手引 P 6~10)

2 徴収方法等

○ 特別徴収 (手引 P 3~4)

※ 特別徴収義務者

旅館業の許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出をした者

○ 特別徴収義務者としての登録 (手引 P 12~13, 29)

- ・特別徴収義務者登録申請書(登録申請書)の提出
 - ※ 宿泊施設ごとに登録申請書を提出
- ・特別徴収義務者証(証票)の掲示

3 申告及び納入 (手引 P 16~20, 30~32)

- ・宿泊のあった月の宿泊者数、宿泊税額等について、原則として翌月末までに納入申告書を提出するとともに、納入すべき税額を納入書により納入
 - ※ 所定の要件を満たす場合は、申請により「申告及び納入の特例」の適用を受けることができます。

4 その他

- ・納税管理人 (手引 P 21)
- ・帳簿等の記載、保存、調査 (手引 P 22~23)
- ・加算金、延滞金、罰則等 (手引 P 24~26) 等

5 今後のスケジュール

事務説明会

- ・登録申請書、広報物の配布

登録申請書の提出

- ・提出期限 平成30年11月20日(火)
 - ※郵送による提出も可能です。

納入書等の発送

- ・平成31年3月上旬(予定)
 - ※証票、申告書、納入書等を発送します。

徴収開始 (H31.4.1~)

- ・証票を掲示してください。
- ・初回の申告納入期限は、2019年5月末です。